

- 接近禁止命令、面会通信制限について、全225児童相談所の実態調査を行ったところ、以下の結果となった。(令和2年10月-3月)。行政指導が多い理由としては、まずは行政指導により対応することとし、相手の同意が得られなければ措置に移行するとの回答が多数であった。
- 行政指導については、司法審査の対象にはなり得ないことに留意が必要であり、まずは、司法審査の対象となる行政措置が現場において適切に実施されるように通知等で促していくべきではないか。

(1) 接近禁止命令、面会通信制限の実施状況(令和2年10月-3月)

接近禁止命令		面会通信制限	
児童虐待防止法に基づく措置	児童虐待防止法に基づく措置	児童福祉司指導	行政指導
2 件	20 件	102 件	4,987 件

出典: 子ども家庭局家庭福祉課調べ

(対象: 全225児相相談所)

(2) 一時保護における面会・通信制限の基準(令和2年10月-3月)

	面会制限	通信制限
すべてのケースで制限	4 箇所 (2%)	16 箇所 (7%)
原則として制限するが特定の場合は認める	108 箇所 (48%)	113 箇所 (51%)
原則として制限しないが特定の場合は制限する	108 箇所 (48%)	87 箇所 (39%)
制限しない	5 箇所 (2%)	8 箇所 (3%)

出典: 子ども家庭局家庭福祉課調べ

(対象: 全225児相相談所)